**平成２３年（フ）第１３８１号**
札幌市南区澄川３条１丁目12番６号　グリーンハイツ澄川12号
債務者　水谷　とき
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３８２号**
札幌市南区澄川３条１丁目12番６号　グリーンハイツ澄川12号
債務者　水谷　峰子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４３９号**
札幌市白石区菊水元町１条１丁目９番13号
債務者　金澤　舞美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４７１号**
札幌市北区新琴似９条６丁目２番10号　ハイツこぶし203号
債務者　朝野　武彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５０２号**
札幌市豊平区福住１条６丁目11番13―303号
債務者　筑野　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５０３号**
札幌市豊平区福住１条６丁目11番13―303号
債務者　筑野須美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５１３号**
札幌市中央区南22条西９丁目２番８号　クレール22―203号
債務者　井澤　幸広
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５３８号**
札幌市東区北25条東13丁目１番10号　北25ハウス２階７号
債務者　原水眞美子（旧姓小林・内田）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５６９号**
札幌市東区北45条東５丁目１番21号　ソシアルトミイＮｏ．17―８号
債務者　松浦　真也
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５８９号**
札幌市東区北18条東９丁目１番28号
債務者　山本　美樹
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６２２号**
札幌市東区北33条東15丁目４番７―521号
債務者　久保　美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６２５号**
札幌市白石区菊水７条３丁目１番１―102号
債務者　三浦　与子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６５０号**
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地11　ルミエール札幌405号、申立時の住所札幌市中央区南１条西９丁目９番地　ビッグパレス南１条711号
債務者　大松　昭市
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６７７号**
札幌市厚別区厚別西３条４丁目１番14号　北13条プレインＢ101号
債務者　太田　恵子（旧姓伊久留）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６９０号**
札幌市豊平区美園１条８丁目１番14―203号
債務者　山口　康喜
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７２０号**
札幌市北区屯田７条10丁目１番29号
債務者　中野渡静子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７４８号**
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目３番11―401号
債務者　江口　由香
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部